

令和元年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日 令和元年8月14日

自治体名 (福祉事務所名)	さいたま市	後発医薬品の数量シェア (平成30年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 ^(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)															
			77.6%	80.0%	79.3%	0.7%															
<現在の状況>			<対応方針>																		
1. 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告に関する集計)			被保護者への説明																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>先発医薬品を調剤した事情</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>患者の意向</td> <td>29%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>保険薬局の備蓄</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>後発医薬品なし</td> <td>24%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>その他</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table>				先発医薬品を調剤した事情	割合	1	患者の意向	29%	2	保険薬局の備蓄	35%	3	後発医薬品なし	24%	4	その他	12%	<p>○後発医薬品の使用原則化の取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケースワーカーが、訪問の際に後発医薬品の使用原則化について説明。 ・後発医薬品の使用原則化の取組について、被保護者へリーフレット配布により周知。 			
	先発医薬品を調剤した事情	割合																			
1	患者の意向	29%																			
2	保険薬局の備蓄	35%																			
3	後発医薬品なし	24%																			
4	その他	12%																			
2. 関係機関への説明の状況			関係機関への説明																		
<ul style="list-style-type: none"> ・医師会、歯科医師会、薬剤師会に説明し、協力を依頼した。(病院・診療所[医科・歯科]・調剤薬局に通知を送付し、後発医薬品使用の原則化の取組について周知。指定薬局に対しては、H30年10月調剤分より、やむを得ない事情等で先発医薬品を調剤した場合には、規定様式により各福祉事務所に対して情報提供を依頼) 			<p>○後発医薬品の使用原則化の取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師会、歯科医師会、薬剤師会に対し、協力依頼を実施。 ・各指定医療機関に協力依頼文を送付。 																		
<使用促進が進んでいない原因>			薬局における備蓄について																		
<ul style="list-style-type: none"> ○被保護者の中には、後発医薬品に切り替えると答えながらも、実際は切り替えられていない者がいる。 ○また、30%を超える割合で、薬局における備蓄の問題がある。 			<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り後発医薬品を調剤できる体制整備に努めてもらうよう指定薬局に対し、協力依頼を実施。 																		
<使用促進が進んでいない原因>			その他																		
<ul style="list-style-type: none"> ○被保護者の中には、後発医薬品に切り替えると答えながらも、実際は切り替えられていない者がいる。 ○また、30%を超える割合で、薬局における備蓄の問題がある。 			<ul style="list-style-type: none"> ○やむを得ず先発医薬品が調剤された被保護者について ・指定薬局に対する備蓄問題の解消に向けた体制整備への協力依頼。 ・制度への理解が得られない被保護者に対する周知の徹底。 																		

※ 毎年度80%達成を目指す。